

## 第 2 次総合計画策定に関する基本方針

### 1 趣 旨

平成 16 年に策定した静岡市基本構想に基づく最初の基本計画が、平成 21 年度をもって終期を迎える。この基本計画策定後における財政状況や社会情勢の変化、さらには、大規模社会資本の整備の進展などに対処するため、基本計画を改定し、21 世紀初頭まで本市の根幹的事業の大綱を示すものとする。

改定後の基本計画は、基本構想、実施計画とあわせて第 2 次静岡市総合計画（以下「2 次総」という。）を形成する。

### 2 2 次総の体系

2 次総は、基本構想、基本計画及び実施計画をもって構成する。

**基本構想** 概ね平成 27 年（西暦 2015 年）における本市をとりまく地域社会の将来像とそれを実現するための基本的な政策大綱を示すもので、平成 16 年 10 月 12 日議決した。

2 次総においても、この基本構想を踏襲し、これに即して基本計画を改定する。

**基本計画** 基本構想に掲げる将来像を達成するとともに、市長マニフェストの実現を目指すため、政策大綱に従い、根幹的な事業を明らかにする。また、行政区ごとのまちづくり方針なども明らかにするものとする。

計画期間は平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間とする。

**実施計画** 基本計画に示された根幹的事業の具体的な実施内容を明らかにするもので、毎年度の経営方針をはじめ、予算編成、機構編成、人事計画などの指針とする。

計画期間は、3 年間とし、毎年、改定する。

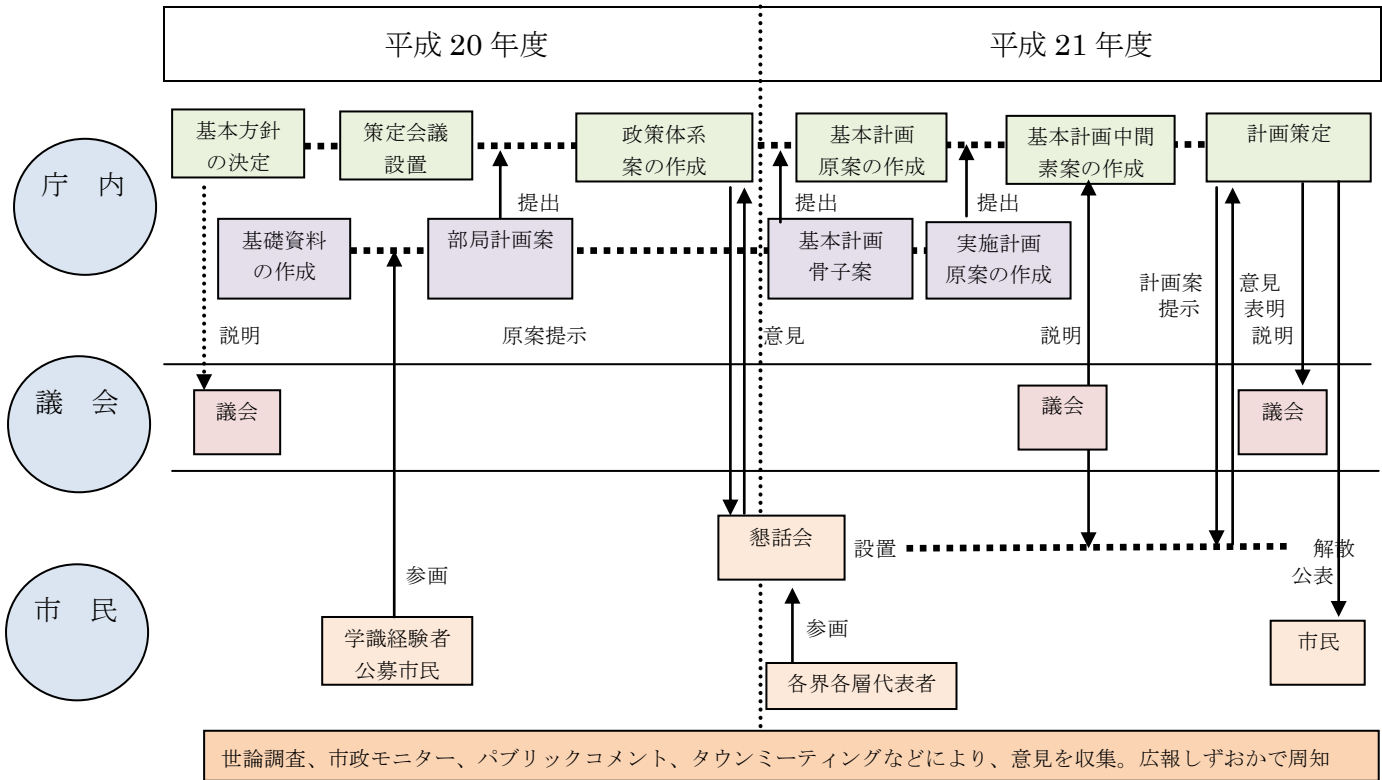
また、行政区ごとに整理するものとする。

総合計画の体系

年 度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
基本構想	←-----基本構想-----→									
基本計画	←-----第 1 次基本計画-----→					←-----第 2 次基本計画-----→				
実施計画	←-----第 1 期実施計画-----→		←-----第 2 期実施計画-----→			←-----→		←-----→		←-----→

### 3 策定期間（スケジュール）

2次総は、平成20年度から平成21年度までの2か年で策定する。



### 4 策定体制

#### (1) 市内体制

2次総の策定に当たっては、全庁的な体制のもとに行う。

そのため、市の決定機関として、市長を会長とする2次総策定会議を設け、各局に局部会を設置する。

局部会は、各局長を局部会長とし、局企画主任者、局関係職員などにより各局部会の計画素案を作成するとともに、一般職員の斬新な発想や意見を計画に反映させ、局内、局間の総合調整機能を発揮させるものとする。

また、各局部会からの計画素案をとりまとめ、全体計画の原案を作成する組織として、分野ごとの専門委員（学識経験者1名）、市民公募委員（5名）及び市職員（各局兼務・併任職員2名、経営企画課2名）からなる計画原案検討会議を設置する。

#### (2) 市民参加

2次総の政策形成過程への市民参加を図るため、分野ごとの計画原案検討会議のメンバーを市民から募り、計画策定への市民参加に努めるものとする。

また、2次総に幅広い市民の意見や提案を反映させるため、世論調査、パブリックコメント、タウンミーティングなどにより意見聴取に努めるほか、専門的、客観的見地からの意見を聴取し、計画に反映させるため、各界各層の代表者などで構成する2次総懇話会を設置する。

# 策定体制図

